

## 単価契約仕様書

環境政策局地球温暖化対策室

(担当 : 中嶋、福田 電話 : 075-222-4555)

件名	バイオディーゼル軽油混合燃料（B5）の製造委託
形状・寸法	別紙のとおり
予定数量	バイオディーゼル軽油混合燃料（B5）: 1, 851 kL
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約条件	別紙のとおり

## 委託仕様書

本仕様書は、京都市が提供する廃食用油及び軽油を活用する等して、バイオディーゼル軽油混合燃料（以下「B5」という。）を製造し、給油所（以下「給油スタンド」という。）に納入する業務について、京都市から受託者への委託に係る必要な事項を定めるものである。

### 1 受託者が製造し京都市に納入する製品（B5）の仕様

京都市が提供する廃食用油（4(1)参照）及び軽油（4(2)参照）を活用する等して製造した「JIS K2390 2016に適合するバイオディーゼル燃料（10月中旬～3月中旬は流動点降下剤入り）が4.0質量%以上5.0質量%未満混合されたバイオディーゼル混合軽油」であり、「揮発油等の品質の確保等に関する法律で定める軽油強制規格（以下「軽油強制規格」という。）」に適合するもの。

なお、受託者が製造するバイオディーゼル燃料と京都市が提供する軽油を混合することに伴う軽油引取税は、金額に含まれているものとする。

### 2 製品（B5）の納入場所、納入量及び納入日時

(1) 納入場所、納入量及び納入日時は下記のとおりとするが、具体的には、京都市の指示に従うこと。ただし、下記の納入量は、予定数量であり、燃料消費量等により変動する。また、納入頻度についても燃料消費量等の変動に伴って変動する場合があり、具体的な納入日時については、契約後、京都市と受託者の協議により調整する。

#### ア 南部クリーンセンター（構内給油スタンド）

京都市伏見区横大路千両松町

燃料タンクの容量（運用上）：約19kL

年間納入量（予定）：461kL

納入頻度：週2回程度

納入時間帯（予定）：午後1時～午後3時の間

#### イ 北部クリーンセンター（構内給油スタンド）

京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地

燃料タンクの容量（運用上）：約9kL

年間納入量（予定）：292kL

納入頻度：週2回程度

納入時間帯（予定）：午後1時～午後3時の間

#### ウ 東北部クリーンセンター（構内給油スタンド）

京都市左京区静市市原町1339番地

燃料タンクの容量（運用上）：約14.7kL

年間納入量（予定）：228kL

納入頻度：週1回程度

納入時間帯（予定）：午後1時～午後3時の間

## エ 交通局錦林営業所（構内給油スタンド）

京都市左京区浄土寺真如町 155

燃料タンクの容量（運用上）：約 19 k L

年間納入量（予定）：870 k L

納入頻度：週 3 回程度

納入時間帯（予定）：午後 3 時 15 分～午後 5 時の間

(2) 日別の納入数量（k L 単位）の計画を、月毎に上半期（各月の 1 日から 15 日まで）と下半期（各月の 16 日から月末まで）に分け、それぞれの前月の月末と当月の 15 日までに、受託者と協議のうえ作成し、受託者に提供する。

そのうえで、実際の納入量（k L 単位）については、京都市が、各給油スタンドの燃料残量を基に、納入日当日の朝までに決定し、発注する。

## 3 製品（B 5）の納入条件・納入車両等

- (1) 納入は、タンクローリー車とし、接続金具は給油スタンド給油口に合うものを用意すること。
- (2) 道路交通法、同施行令、道路運送車両法、同施行令、貨物自動車運送事業法、同施行規則、同輸送安全規則、消防法、同施行令、同施行規則、危険物の規制に関する政令、同規則等の関係法令を遵守すること。
- (3) 納入車両の運転手については、運転免許のほかに危険物取扱者免状（甲種又は乙種第 4 類）の国家資格を有するものとし、その者が燃料の荷卸しを行うこと。また、事前に最低 2 名以上の運転手について運転免許証及び危険物取扱者免状の写しを提出し京都市の確認を受けること。
- (4) 納入車両の点検、故障、事故、修理等の際にも業務に支障をきたさないこと。
- (5) 不測の事態においても、当日中に予定された納入業務を完了出来る体制を確立すること。
- (6) 給油スタンドへの納入の際、納入量を記載した伝票を納入場所の給油担当者に提示し、確認を得るものとする。また、京都市にも別途で納品伝票を提出すること。

## 4 京都市が提供する原料

### (1) 廃食用油

#### ア 内容

京都市又は市民団体等が管理する使用済てんぷら油回収拠点から回収した廃食用油。ただし、異物や水分が一部混入している場合がある。

#### イ 年間提供数量（予定）

京都市に納入する製品（B 5）の製造に必要な量として、B 5 納入量（1 及び 2 参照）に 5 % を乗じた数量を収率<sup>※1</sup> 0.9 で除した量（0.1 k L 単位。小数点第 2 位以下は四捨五入。）<sup>※2</sup> の廃食用油を提供する。

なお、京都市が提供する廃食用油の収率が 0.9 を下回る場合など、上記のとおり

提供したうえで廃食用油が不足する場合は、受託者の負担のもと、廃食用油を調達すること。

※1 京都市が提供する廃食用油の量を1とした時に、受託者がその廃食用油を原料として製造可能なバイオディーゼル燃料（JIS K2390 2016適合）の量

※2 102.8 k L (B 5 納入量によって変動する。)

#### ウ 提供条件・提供方法

- 以下の場所に保管している廃食用油が入ったドラム缶（「クローズタイプ、容量200リットルのもの」をいう。以下同じ。）を週3回程度、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分の間に受託者が引き取ること。

なお、具体的な引き取りの頻度や日時については、契約後、京都市と受託者の協議により調整する。

- 引取りの都度、受託者が引取り量を計量し、その引取り量とドラム缶の識別番号を記載した引取り伝票を京都市に提出すること。また、引取り後、異物や水分の混入により製品化できず廃棄せざるを得ないものについては、受託者の責任で処分するとともに、ドラム缶は以下の場所に返却すること。

廃食用油の保管場所 ドラム缶の返却場所	住所
京都市廃食用油燃料化施設	伏見区横大路千両松町447番地 京都市南部クリーンセンター構内

### (2) 軽油

#### ア 内容

JIS 軽油使用ガイドライン（JIS K 2204、近畿地域）に沿った JIS 規格以上のもので、硫黄分が 10ppm 以下の軽油。

#### イ 年間提供数量（予定）

京都市に納入する製品（B 5）の製造に必要な量として、B 5 納入量（1 及び 2 参照）に 95 % を乗じた数量（k L 単位。小数点以下は四捨五入。）※の軽油を提供する。

なお、納品する製品（B 5）の軽油濃度が 95 % を上回る場合など、上記のとおり提供したうえで軽油が不足する場合は、受託者の負担のもと、軽油を調達すること。

※ 1, 758 k L (B 5 納入量によって変動する。)

#### ウ 提供場所、提供日時、提供条件等

- 受託者の指定する場所（1箇所に限る）にタンクローリーで運搬・提供する。
- 原則、運搬・提供日は毎週月曜日から土曜日、1回あたりの運搬・提供量は 5 k L 程度以上（k L 単位）とするが、具体的には、京都市の指示に従い、受け取ること。

## 5 支払い

(1) 支払額は、B 5 の納入金額（契約単価×納入量（k L 単位））とする。

- (2) 費用の請求は、月末に、B 5の納品伝票により集計して請求するものとし、1円未満の端数は切捨てとする。
- (3) 京都市は、受託者から各月の委託業務の完了報告を受け、その委託業務の履行を確認した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から、30日以内に受託者に当該請求金額を支払うものとする。
- (4) 契約期間中に地方税法、揮発油税法を始めとする法令改正が講じられた場合であっても契約単価は変更しない。ただし、請求書の請求額については、法令改正により減ずることとなる金額を差し引いて請求すること。（請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「法令改正により減ずることとなる金額」※をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。）
- ※「法令改正により減ずることとなる金額」の算定方法等については、原則として法令改正等の内容に準じるものとするが、原則とすることが不適当である場合に限り、本市と受託者の協議により定めることとする。

## 6 その他

- (1) 契約後速やかに、次の書類を提出すること。
- ア 納入するB 5において、軽油強制規格に適合しているかを確認するため、初回納入時までに軽油強制規格に適合していることを証明する品質確認結果※
- ※ 軽油特定加工業者（揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の9第1項に定める経済産業大臣の登録を受けている者）が品質確認した結果の写し。ただし、直近3箇月以内のものに限る。また、適合確認の度に品質確認した結果の写しを提出すること。
- イ 納入する製品の品質確認をした軽油特定加工業者が経済産業大臣の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ウ 納入体制（受託者、軽油特定加工業者、納入（運搬）業者及び緊急連絡先など）が分かる書類
- (2) 納入した燃料品質が原因による車両又は給油スタンド等の損害については、速やかに原状復旧、修繕又は損害賠償するものとする。
- (3) 業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む）に関して、京都市は、一切の責任を負わない。ただし、その損害が、京都市の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- (4) 数量については、増減する場合があり、大幅な増減があっても、京都市は何ら補償しない。
- (5) 京都市に納入する製品（B 5）の製造に当たっては、京都市が事前に提供する原料を適切に管理・利用すること。
- なお、京都市に納入する製品（B 5）だけでなく他者に供給する製品を同一設備で製造する場合など、製造工程上やむを得ない場合は、京都市が提供する原料とそれ以外の原料を混合して利用することを認めることとする。

- (6) 本業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書（別紙）を事前に提出すること。
- (7) この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途、京都市と協議するものとする。

(別紙)

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(宛先 京都市長)

(受注者)

住所

名称

代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 契約件名

2 再委託の内容

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

(5) 再委託予定金額

4 その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを作成してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）